

第 1 号議案 2022（令和 4）年度活動経過報告

DPI 北海道ブロック会議（以下、DPI 北海道）は、認定 NPO 法人 DPI 日本会議（以下、DPI 日本会議）の地方組織として、5 月 28 日に「2022 年度 DPI 日本会議総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の権利と尊厳が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざして、DPI 日本会議及び関係団体等との連携に基づき以下のとおり取り組みを進めてきた。

しかし、残念ながら 2010 年度から精神障害当事者として DPI 北海道の理事及び副議長としてともに活動してきた土屋晴治氏が 7 月 8 日に不慮の事故で逝去された。土屋氏は、北海道の精神障害当事者運動のリーダーとして北海道精神障害者回復者クラブ連合会の会長や居住地である江別市で地域に根差した活動を展開してきた。特に精神障害者への交通費の割引拡大については精力的に取り組むとともに、自身が生活保護を受給している当事者としての立場から国が 2013 年から実施した史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国 29 都道府県、1,000 名を超える原告の一人として違憲訴訟を起こし闘ってきた。

2003 年の DPI 北海道の結成以降、私たちは大切な多くの同志を失ってきたが、こうした仲間の「意思」と「想い」と「夢」を受け継ぎ、私たちのめざす社会の実現に向けて取り組みを進めていくことをあらためて確認したい。

なお、今年度の会議等の開催及び取り組み状況は、別表のとおり。

全体報告

1. 障害者の生活に関わる各種課題の調査・研究・提言等や必要な対応を実施するためにオンライン等により理事会、役員会議、居宅支援に関する勉強会、意見交換会、フォーラム等を開催した。

2. 非定型の課題に対する取組みの一環として相談支援員にも参加頂き「重度訪問介護の支給決定獲得のための必要なポイント」と題して 7 月 15 日に学習会を開催した。講師に「介護保障を考える弁護士と障害者の全国ネット」の藤岡弁護士、長岡弁護士、採澤弁護士を迎え問題意識を共有できた。

第 6 回 DPI 世界会議札幌大会開催 20 周年記念「障害があってもともに暮らせる共生社会の創設フォーラム 2022～障害者の権利の確立（法制化）に向けた取組みとあらたな目標（実効性の確保）に向けて～」を 10 月 1 日に開催し、札幌大会の誘致と準備及び開催等を通じた権利法制の確立に向けた当事者運動の歴史的経過、権利条約の完全履行をめざした新たなステップアップ

と国連の障害者権利委員会からの勧告と私たちの取り組み課題を確認した。

2030 札幌冬季オリパラ誘致への対応を進めるために DPI 日本会議が実施した東京オリパラへの取組みに関する学習会で佐藤事務局長を講師として理事会開催に併せて 3 回（11 月 26 日、1 月 22 日、3 月 5 日）開催した。

3. 優生保護法北海道違憲訴訟については、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道（以下、支える市民の会）」に参画し傍聴行動及び集会等に参加した。北海道も含めた全国的な優生保護法裁判においては、昨年 2 月と 3 月の大阪高裁及び東京高裁での原告勝訴の判決に続き、熊本地裁、仙台地裁、静岡地裁での原告勝訴の判決の流れの中、札幌高裁でも 3 月 16 日に違憲性を認め、除斥期間を適応することは、正義・公正に反するとして、原告側勝訴の判決が出された。しかし、こうした判決に対して国は除斥期間の不適用を不服として、控訴及び上告をした。
4. 「共生・共学」の推進にむけて関係団体と連携し、11 月 14 日と今年 1 月 18 日に道教育委員会への要請行動と意見交換の実施及び記者会見を行った。また、インクルーシブ教育に関する学習会や集会等にも参加した。
5. 2013 年 8 月から生活保護費引下げを受けて北海道では、故土屋元副議長を含めて原告 153 名が、引下げは憲法 25 条違反だとして札幌地裁に訴えたが、2021 年 3 月 29 日に、札幌地裁は原告の訴えをすべて棄却するとの判決を下した。しかし、こうした不当判決が示される一方、5 月 25 日の熊本地裁、6 月 24 日の東京地裁、10 月 19 日の横浜地裁、2 月 10 日の宮崎地裁、3 月 24 日の青森と和歌山地裁、そして 3 月 29 日の埼玉地裁では違憲とする判決が出された。道内では、札幌地裁の判決を受けて札幌高裁に控訴している。
6. 北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会、北海道自立支援協議会、北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会、北海道障害者介護給付費等不服審査会、北海道障がい者施策推進審議会、札幌市共生社会推進協議会、札幌市自立支援協議会及び関係プロジェクトチーム等の委員を担い行政施策等へ障害当事者としての意見反映に努めた。

2. 分野別報告

1. 「理事会」及び「居宅支援に関する勉強会」の開催

「理事会」は、2カ月に1回開催し、DPI 日本会議の取組みの共有と DPI 北海道としての取組みを確認する場として開催している。また、「居宅支援に関する勉強会」では、障害児・者を取り巻く日々の諸課題に関する情報共有と対応を検討するために設置し第2と第4火曜日に開催している。

なお、コロナ禍を受けてすべてオンラインにより開催していた理事会は、ハイブリッド開催に移行した。

2. 2030 札幌冬季オリンピック・パラリンピックへの取組み

東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京オリパラ）は、昨年7月から「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」「そして未来につなげよう（未来への継承）」の3つを基本コンセプト（概念）として開催の準備を進め、共生理念が考慮された令和の新時代のオリンピック・パラリンピックとして開催された。

DPI 日本会議は、新国立競技場をはじめ既存施設や宿泊施設等のバリアフリーを進めるための取組みを行い、国際基準を超える整備等の成果を反映するに至った取組みを理事会の開催に併せて3回の学習会により共有した。

3. 札幌市の障害福祉サービスの改善に向けた取組み

札幌市における重度訪問介護の非定型による支給決定は、2020年4月にモデル事業として開始され、同年10月から段階的に実施された。その後、当該非定型支給決定において過度に厳格と思われる審査が頻発したことから本件を重点課題として設定して様々な取組みを進めてきたが、今年度は、新たに札幌市自立支援協議会の取組み課題としてあげた。

一方、同じく重点課題としてきた居宅介護サービスの利用が認められなくなったグループホーム入居者の一時帰宅時の問題と重度障害児の居宅介護サービスの支給時間が実態を無視した上限設定の課題については、2023年4月に実施された第20回統一地方選挙で候補者に実施したアンケートの内容に取り入れるに留まっている。

注) 重度訪問介護の支給時間は、自治体があらかじめ定めた障害程度等の審査基準に基づき決定する定型と障害者一人ひとりの生活状況等も加味して決定する非定型がある。札幌市は、定型により支給決定をしていたが他の政令市がすべて非定型による支給決定をしていることや非定型の導入が議会に陳情されたことを受けて、導入に向けた検討会を設置し、その意見書を受けて2020年10月から本格導入された。

4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進にむけて

「インクルネットほっかいどう」の構成団体として、以下のとおり取り組みを進めた。

- (1) 対面形式及びオンラインによるインクルーシブ教育に関係する学習会や集会等に積極的に参加した。
- (2) 北海道教育委員会へ要請書を2回(11月14日、1月18日)提出した。
- (3) 北海道教育委員会との意見交換については、11月と今年1月に要請書の提出に併せて行った。11月の意見交換では、名寄市在住の人工呼吸器を使用する子の普通高校の受験について行い、希望する高校に合格することができた。また、今年1月には「①就学先決定の仕組み」「②高校受験について」、「③看護師や支援員等の配置を含めた合理的配慮全般」等を各担当課と建設的な意見交換が出来た。

5. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」の構成団体として、裁判傍聴及び裁判後の報告集会等に参加した。2021年2月に発足した「2.8全国集会実行委員会」からの流れで、5月より「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)」となり、小谷副議長と山崎事務局次長が共同代表となり、Zoomによる会議や集会等に出席した。また、10月に行われた「優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会」や今年3月に行われた「優生保護法問題の早期・全面解決を求める3.28院内集会～各地判決を受けて～」に、賛同するとともに協賛金も提供した。

また必要に応じて、LINEでのグループ通話を利用し、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」の打ち合わせにも参加した。

6. SDGs 北海道メジャーグループに関する取り組み

2022年度は「地域指標づくり」を取組目標とし、2022年キックオフ(7月23日)開催に参加し、自由学校「遊」との共催で連続講座(1月31日)に障害グループが発表、また全体ミーティング(3月11日)に障害グループとしてDPIの紹介と障害による課題や活動を発表した。

注) SDGs(持続可能な開発目標)とは国連で採択された「世界が直面している環境問題や差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで協力して2030年までに解決していくための計画・目標」です。計画・目標は17あり、具体的なものとしては、「貧困な人を無くす→発展途上国への支援等」、「差別のない社会を作る→年齢や性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等で差別をしない社会を実現する。」、「環境を大切に作る→地球及び自然環境に配慮しながら、国や企業が活動する。」ことなどで「誰一人取り残さない社会」を創るための取り組みです。

7. 各種検討会議等への対応について

(1) 石狩圏域地域づくり委員会

「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」は今年度は1回も開催されなかったため、電話相談事例など不明。8月4日の令和4年度地域づくり推進員等研修では、弁護士からの虐待に関する講話と、道内各圏域の委員会の取り組み発表を聞いた。

(2) 北海道自立支援協議会

2022年度の会議は、3月20日にZoomで開催された。この会議では、「障害者総合支援法の改正」、「北海道障がい福祉計画」、「北海道障がい者条例に基づく取組」、「道内各市町村における地域自立支援協議会の設置状況等」、「北海道自立支援協議会の各部会における取組状況」、「施設における虐待防止に向けた施設従事者・利用者等実態調査と共同生活援助事業所における結婚等に係る実態調査」などについて報告がなされた。最後の調査について5月末にまとめられ、その後に報告がされる予定となっている。

(3) 北海道障がい者施策推進審議会

12月20日の1回のみ開催された審議会では、「第6期北海道障がい福祉計画」の進捗状況、「障がい者基本計画と障がい者福祉計画の統合」について協議され、障害当事者の立場から意見を述べた。また、西興部村の障害者支援施設での虐待事案や、あすなろ福祉会での不妊処置問題についても、障害当事者の立場から意見を述べた。

(4) 北海道障害者介護給付費等不服審査会

12月26日第1回会議が開催された。会長選任と行政説明があった。

(5) 札幌市共生社会推進協議会

3月2日第1回会議が開催され、会長選任、「障害者差別解消法等に係る札幌市の取り組み」と「障害者差別解消法等に係る相談事例等」を共有した。

(6) 札幌市自立支援協議会

運営会議は2ヶ月に1回、全体会は年間2回。地域部会連絡会は2~3ヶ月に1回開催された。11月の全体会では小谷副会長の続投が確認された。

札幌市における重度訪問介護の非定型による支給決定は、2020年4月の実施から2年間が経過した。現在、札幌市への直接の取り組みは保留しているが、小谷副議長、紺野副議長、小熊理事が札幌市自立支援協議会の委員として委嘱されているため、豊平区地域部会と東区地域部会からの課題提出や手稲区地域部会が実施した学習会の成果により非定型の課題を運営会議においてプロジェクトチームにする方向性が確認された。

(7) 障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業地域推進コンソーシアム会議（主管：北海道教育委員会）

DPI 北海道及び医療法人稲生会等がこの会議を構成する団体として、3 回の会議（zoom）に参加し、生涯学習の取り組み等について当事者や現場の立場からの意見を反映した。そして、2 月には「ともに学び生きる共生社会コンファレンス in 北海道」に参加した。

注）この事業は、義務教育等を卒業した障害者の生涯教育（生きていく力や繋がりを
つくるなど）を推進することを目的として北海道教育委員会が文部科学省から受託
した事業です。また、コンソーシアムとは、共通の目的を持つ複数の人が協力する
集団のことです。